

第 7 章 広 報 活 動

労働委員会は、労働組合又は労働者個人と使用者との間に生じた労働関係のトラブルを迅速に解決し、労使関係の安定を図る行政機関であることを、広く県民の皆さんに知っていただく広報活動を行っています。

1 労働相談週間の実施

平日の日中では相談できない方のために、2月と10月に「労働相談週間」として、平日の受付時間を延長し、土曜・日曜にも相談を受け付けました。

期 間	2月4日(土)～2月10日(金)	10月14日(土)～10月20日(金)
時 間	平日 8:30～19:00 土曜・日曜 9:00～17:00	平日 8:30～19:00 土曜・日曜 9:00～17:00
場 所	宮崎県労働委員会事務局内	
相 談 方 法	電話、面談、F A X、インターネット	
対 応 者	事務局職員	
期間中の相談件数	19件	25件
うち夜間	1件	1件
うち土日	6件	7件

2 ホームページでの情報提供等

労働相談の受付状況を見ると、労働委員会の認知方法では「ホームページ」の割合が最も高くなっています。このため、ホームページの内容をより見やすく分かりやすい内容に更新するとともに、最新情報の掲載（随時更新）及び毎月のアクセス件数の把握に努めました。

労働委員会の認知方法推移

	(%)						
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ホームページ	20.4	37.9	39.7	43.1	54.9	55.7	50.8
他機関からの紹介	14.1	15.1	12.9	13.5	12.6	10.1	12.6
労委を既知	8.5	4.6	4.2	4.8	4.8	5.9	4.1
知人からの紹介	3.7	5.2	3.8	4.8	5.4	3	3.4
パンフレット類	13.3	7.4	5.4	5.8	2.8	2.6	2.3
テレビ	6.3	4.1	5.0	2.6	2.2	6.6	2
ラジオ	3.3	3.7	2.2	3.8	1.2	1.3	0.7
電話帳	17.8	7.9	5.8	1.0	1.4	0.9	0
その他	0	0	0.6	1.6	1.4	0.6	0.5
市町村の広報誌	1.5	1.5	1.2	1.4	1.6	0.7	0.5
ポスター	1.1	1.2	0.2	0.2	0.3	0	0.2
新聞	0	1.5	1.6	3.0	0.9	0.9	1.8
不明	10.0	9.9	17.1	14.3	10.5	11.6	21.2
合計	100	100	100	100	100	100	100

The screenshot shows the Miyazaki Prefecture Labor Commission website. At the top, there is a navigation bar with the Miyazaki Prefecture logo and various service categories like 'くらし・健康・福祉' (Living, Health, Welfare), '防災・安全・安心' (Disaster Prevention, Safety,安心), '観光・魅力' (Tourism, Charm), '教育・子育て' (Education, Child-rearing), 'しごと・産業' (Work, Industry), and '県政情報' (Prefecture Information). Below this is a search bar and a '緊急係' (Emergency Unit) button. The main content area features a large banner for '職場の困りごとをご相談ください' (Please consult us about workplace difficulties) with the phone number '0985-26-7538' and operating hours: '月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8時30分～12時00分 13時00分～17時00分'. Below the banner is a section for '労働相談週間' (Labor Consultation Week) with the dates '令和5年10月14日（土）～10月20日（金）' and benefits like '相談無料!' (Free consultation!), '匿名OK!' (Anonymous OK!), and '秘密厳守!' (Strict confidentiality!). At the bottom, there is a '新着情報' (New Information) section with a list of recent news items.

(宮崎県ホームページ)

3 各種媒体による広報活動

10月の「個別労働関係紛争処理制度周知月間」や、2月及び10月の「労働相談週間」を中心に、テレビやラジオ、新聞、県や市町村が発行する広報誌など、様々な媒体を活用して広報活動を行いました。

- ・ テレビ：MR T「おしえて！みやざき」、UMK「みやざきゲンキTV」
- ・ ラジオ：MR T「おはよう県庁です」、エフエム宮崎「Todayみやざき」
- ・ 新聞：各紙「県政けいじばん」
- ・ 広報誌：各市町村広報誌
- ・ SNS：「宮崎県広報」、「県雇用労働政策課」Facebook、Twitter、LINE公式アカウント

4 出前講座

県民、各種団体等からの依頼に応じて「職場でトラブルに遭わないために」等をテーマとした出前講座を実施し、注意すべき労働法令の解説や、労働委員会制度のPR等を行いました。

出前講座の様子



(事務局職員による講義)

5 関係機関等との連携

関係機関等に対し、ポスター等の啓発資料を配付することで、本県労働委員会の認知度向上に努めました。

また、労働相談件数の業種別割合において「医療・福祉」が最も多くなっていることから、医療・福祉関係団体構成員へ啓発資料の配付や、労働相談会の情報提供を行う等、相談しやすい環境づくりを行いました。

さらに、商工労政主管課や自殺対策主管課等、県庁内の関係各課にも労働委員会制度の周知協力を求め、連携の強化に努めました。

ポスター


リーフレット

労働相談事例

- 退職したいが辞めさせてもらえない
- 雇止めを撤回してほしい
- 突然の解雇に対し金銭で解決したい
- 懲戒処分を撤回してほしい
- 内定取り消しを撤回してほしい
- 解雇を撤回してほしい
- 退職しないかと言われた
- 待機期間中の賃金を支払ってほしい
- 職場でパワハラを受けている
- 勤務日数等の労働条件の不利益変更を撤回してほしい

などなど…

宮崎県労働委員会のHPでは、上記の事例の中であっせんに至った事例について詳しい内容と解決までの流れを紹介しています！



交通アクセス

労働委員会付近略図



宮崎県労働委員会

〒880-0805
宮崎市橋通東1丁目9-10 県庁3号館6階
8:30～12:00、13:00～17:00
※土日祝・年末年始を除く

TEL **0985-26-7538**
(相談専用ダイヤル)

FAX 0985-20-2715
HP 相談フォームを用意しています



宮崎県労働委員会

仕事のトラブルで ま悩みの方へ

～あきらめないで相談を～

突然解雇
された…

残業代が
出ない…

なぜ急に
異動？…

パワハラ
では？…

相談
無料



秘密
厳守

宮崎県労働委員会
TEL 0985-26-7538

労働委員会って何をするの？

労働委員会は労使間のトラブルを解決するために、法律によって設けられた行政機関です。労使トラブルの自主的な解決が困難な場合に、あっせんにより公正・中立な立場で問題解決のお手伝いをします。

使用者

労働委員会

労働者

公正・中立
無料です。

労働委員会は三者構成です

三者それぞれの立場を反映させた総合的な観点から、労使トラブルの解決のお手伝いをします。



労働者委員
労働組合の役員など
労働者側の事情を的確に把握



公益委員
弁護士など
公平な第三者の立場



使用者委員
会社の役員など
使用者側の事情を的確に把握

まずはご相談ください！

労働に関するご相談、ご質問を幅広く受け付けています。相談は無料、秘密は厳守します。相談方法は、来所、電話、FAX、インターネットなどで可能ですので、お気軽にご連絡ください。また、あっせんによるトラブルの解決支援も行っています。



解雇トラブルが解決したケース



労働者と使用者のトラブル解決(あっせん)

個々の労働者と使用者との間で生じた、労働条件などをめぐるトラブルについて、当事者同士での解決が困難な場合、労働委員会(あっせん)が労使の間に立ち双方の主張を確認し、公正・中立な立場から妥協点を見つけ出し解決に向けたお手伝いをします。あっせん申請は、労働者の方、使用者の方、双方から受け付けています。

労働間で
トラブルが発生
(自主解決が困難)

労働委員会へ
あっせん申請

事務局職員に
よる事情聴取

あっせん実施
(あっせん案提示)

受諾

拒否

解決

打ち切り

労働委員会PR用チラシ

労働者（働く人）と使用者（会社、団体等）のみなさん

労働者と使用者の トラブル解決をお手伝いします！

相談無料 秘密厳守 公正・中立

こんなお悩み、ありませんか？

労働者側の相談例

- ・突然解雇された…
- ・残業代が出ない…
- ・パワハラでは…？

使用者側の相談例

- ・転職に応じてくれない…
- ・勤務態度に問題のある職員がいて困っている…

まずは「相談」してみましょう！

宮崎県労働委員会では、労働に関するお悩みや労働者と使用者との間で生じたトラブルのご相談を受け付けています。まずは、お気軽に専用ダイヤルまでご相談ください。

※あっせん制度を裏面に御紹介しております。裏面も御覧ください。

～働くあんしんサポートダイヤル～

0985-26-7538 (専用ダイヤル)

※通話料等通信料は利用者負担となります。

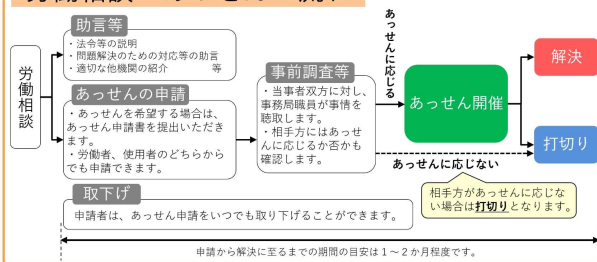
受付時間 8:30～12:00、13:00～17:00
(土日・祝日、年末年始を除く)

- ◆労働者の方、使用者の方、双方から受け付けています
- ◆電話相談のほか、メール専用相談フォーム、FAX、面談による相談も受け付けています (相談方法の詳細についてはホームページを御確認ください)

当委員会HPのQRコード

宮崎県労働委員会 | 〒880-0805 宮崎市橋通東1丁目9番10号 (県庁3号館6階)
TEL: 0985-26-7262 FAX: 0985-20-2715

労働相談・あっせんの流れ



あっせんの対象となるトラブルの例

- 突然解雇されたが、納得できない。
- 一方的に賃金を下げられた。
- 職場のパワハラが改善されない。
- 従業員が配置転換や転職に応じてくれない。

あっせんの対象とならないトラブルとは

一方的に「不満を持っている」というだけではあっせんの対象にはなりません。相手方に訴えても改善されない場合や、当事者同士で話し合いを行ったが解決できなかった場合にあっせんの対象となります。また、裁判や労働審判で争われている事案、労働者の募集・採用に関する事、労働者同士のトラブルは対象外です。

あっせんとは

労働者と使用者間のトラブルについて、労使間の話し合いがまとまらず自主的な解決が望めない場合に、解決に向けたサポートを行う制度です。

公・労・使委員の三者から構成される「あっせん員」が当事者双方の言い分をお聞きして、問題点を整理のうえ、助言を行い、合意点を探りながら歩み寄りを勧め、「あっせん案」(解決案)を提示するなどして、話し合いによる円満な解決をお手伝いします。



あっせんのイメージ

非公開・秘密厳守 無料 簡易・迅速 公正・中立

労働委員会とは

労働委員会とは、労働者個人又は労働組合と使用者との間で生じた紛争を解決するための公正中立な県の行政機関です。

公益委員 (弁護士等)、労働者委員 (労働組合役員等)、使用者委員 (経営者団体の役員等) の公・労・使各側5名、計15名の委員で構成されています。

詳しくは、宮崎県労働委員会のホームページをご覧ください。

宮崎県労働委員会 | 検索 | スマートフォン用QRコード (当委員会のHPが表示されます)

労働相談会啓発用チラシ(10月労働相談週間)

日本のひなた宮崎県

解雇
休暇・年休
パワハラ
など…

**時間延長・土日もどうぞ！
労働相談週間**

令和5年
10月14日(土)～10月20日(金)

10月14日(土)・15日(日) 9:00～12:00、13:00～17:00
10月16日(月)～20日(金) 8:30～12:00、13:00～19:00

※通常は平日の8:30～12:00、13:00～17:00

**働くあんしんサポートダイヤル
0985-26-7538**

無料 秘密厳守

☆相談方法: 電話、面談(要予約)、FAX、HP上の相談フォーム
☆対象者: 県内の事業所などに勤務する労働者及び使用者
☆場所: 宮崎県労働委員会事務局 (県庁3号館6階) 詳しくは裏面をご覧ください

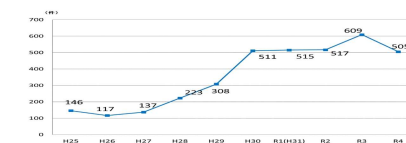
主催: 宮崎県労働委員会

解雇、休暇・年休、パワハラなど、職場では様々なトラブルが発生します。宮崎県労働委員会では、職場のトラブルについては、**秘密厳守・無料**で相談を受け付けています。

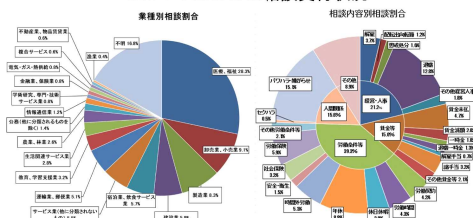
「どこに相談すればいいのかわからない…」
「こんなこと相談していいのかな…」
労働に関するお悩みであればお受けしますので、お気軽にご相談ください。労働組合や使用者からの相談もお受けしています。

そんなお悩みをお持ちの方へ、お知らせします。

労働相談件数の推移



令和4年度の労働相談受付状況



宮崎県労働委員会

〒880-0805
宮崎市橋通東1丁目9番10号
(県庁3号館6階)
TEL: 0985-26-7538 (相談専用)

0985-20
労働委員会
ホームページ

駐車場についてはお問い合わせください